

「橋本駅周辺整備推進事業」に係る審議結果について

相模原市大規模事業評価委員会（以下「当委員会」という。）は、令和4年4月9日付けで相模原市長から諮問のあった相模原市大規模事業評価自己評価調書（橋本駅周辺整備推進事業）について、事業の着手前に、市が担う必要性や整備手法の妥当性などを市の提示した資料及び市からの説明に基づき検証・評価し、市としての対応方針の決定に資することを目的に、審議を行った。

【評価の視点】

- 事業の必要性
- 事業の妥当性
- 事業の優先性
- 事業の有効性
- 事業の経済性・効率性
- 環境・景観への配慮

また、これまでの主な経過は次のとおりである。

- 令和3年度 第1回（令和3年11月29日）
 - ・ 橋本駅周辺整備推進事業の概要について
 - ・ 大規模事業評価の視点について
- 令和3年度 第2回（令和4年2月7日）
 - ・ 橋本駅周辺整備推進事業（追加）の概要について
- 令和4年3月9日
 - ・ 現地視察
- 令和4年度 第1回（令和4年4月9日）
 - ・ 諮問
 - ・ 大規模事業評価自己評価調書（橋本駅周辺整備推進事業）について
- 令和4年度 第2回（令和4年6月4日）
 - ・ 答申（案）について

- 所管局による市民意見聴取

令和4年2月15日から令和4年3月18日まで

結果：意見件数277件

以下、当委員会の審議結果を示す。

1 事業の必要性

(1) 公共が担う必要性について

本事業は橋本地区のまちづくりのみならず、周辺地域も含めた広範囲に大きな影響を及ぼす極めて公共性が高い内容から構成されている。

すなわち、鉄道、道路などの交通インフラを複合的に含むほか、今後のまちの発展に向けた開発をも見据えたものであり、規模、影響度、後世への責任などの観点から、これらを担うことを本務としている地方公共団体が実施することは適切であると考えられる。

(2) 市が事業を実施する必要性について

本事業は相模原市都市計画マスタープランを初めとする上位計画や関連計画等に位置付けられている。

また、道路関連法では、道路行政は公共によることを前提としていることや国の要綱（国土交通省平成21年6月 自由通路の整備及び管理に関する要綱）によって整備の主体が市と定められていることから、市が主体となって実施することが適切であると考えられる。

なお、事業の推進に当たっては、市のみならず国や神奈川県が策定している各種計画との整合性に留意していただきたい。

(3) 事業の必要性について

リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の整備を契機として、橋本駅南口の拠点性の向上や交通結節点としての機能強化が求められることとなり、これにふさわしい機能を整備するため本事業が必要であることを確認した。

なお、本事業は広域交流拠点整備計画策定時点からこれまでも検討がなされているが、事業を進めるに当たっては、市民への影響を勘案し、十分な情報提供と説明を行っていただきたい。

2 事業の妥当性

(1) 整備手法の妥当性について

整備手法については、経済性や利用者の利便性、事業実現性により他の手法との比較やコスト比較が行われており、土地区画整理事業と直接買収方式※との比較や国道16号の立体化や拡幅案との比較など想定される手法の比較を行ったうえで適切と考えられる手法を定めていることから妥当であると考えられる。

※直接買収方式・・・地権者から必要な土地だけを買収し、公共施設（道路等）の整備を行う方式。

(2) 規模の妥当性について

相模原市広域交流拠点整備計画において、優先的に土地利用を図る地区（重点地区）を中心とした事業区域にしており、道路については現状の国道16号で本事業に関わる橋本駅南入口～橋本五差路間が混雑度1.59を超えており、周辺道路もこれ以上の負荷をかけられないことや開発による影響等を適切に考慮し、交通管理者との協議等を踏まえた規模としていることから妥当であると考えられる。

(3) 整備場所の妥当性について

リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）が橋本駅周辺に設置されることに伴い、必要な都市基盤の整備を行うものであることから、整備場所については妥当であると考えられる。

(4) 事業の妥当性について

本事業は、リニア中央新幹線の開業を見据え、交通結節点の強化や広域交流拠点整備計画の実現に向けたまちづくりを行うものであるが、交通結節点の強化に向けては、（仮称）大西大通り線を整備することで圏央道相模原インターチェンジとのアクセス機能強化を図るほか、橋本駅南口周辺に現状よりも広い歩道や新たな自転車道を整備するのに十分な幅員の道路を整備することで、快適な交通空間の創出を図るとともに、周辺道路の渋滞解消を図るなど、現在の交通課題を解決する取組を進めるため、本事業については妥当であることを確認した。

3 事業の優先性

(1) 事業着手時期の適切性について

リニア中央新幹線の開業時期を視野に入れながら、既存の都市基盤整備において、不足している機能の拡充に加え、リニア中央新幹線の新駅の利用において必要となる機能を必要な時期に間に合うよう整備することから、事業着手時期は適切であると考えられる。

(2) 事業の優先性について

リニア中央新幹線は開業に向けて既に駅工事等が着手されている中で、それらとバランスを取りながらまちづくりを進める必要があり、本事業の優先性は高いことを確認した。

4 事業の有効性

(1) 事業の有用性について

費用便益分析において、各事業共に国土交通省のマニュアル※に沿った分析がされており、有用性の判断方法としては妥当な方法が取られていると考えられる。また、事業の有用性を示す値である費用便益比（B/C）が 1.0 以上を示していることから本事業は有用性があると考えられる。

なお、マニュアルに基づき、土地区画整理事業の便益項目として「基準年度における現在価値」が算出されているが、何の価値であるか分かりにくいことから、市民に対しては分かりやすい表現とするべきであった。

※土地区画整理事業に関する費用分析マニュアル（平成 21 年 7 月 国土交通省）

※費用便益分析マニュアル（平成 30 年 2 月 国土交通省）

※都市再生交通拠点整備事業に関する費用便益分析マニュアル（平成 13 年 4 月 国土交通省）

(2) 課題解決のための有効性について

本事業は交通結節機能を高めるだけでなく、周辺道路の負荷軽減や広域交通ネットワークの形成、駅南北の連携強化が可能であることから駅南口周辺における合理的な土地利用や圏央道相模原インターチェンジ方面からのアクセス強化など課題解決に有効であると考えられる。

(3) 事業の有効性について

本事業により増加すると見込まれる周辺交通量を円滑に処理することや広域的な交通ネットワーク形成のためには計画されている諸街路の整備は有効と考えられる。また、駅南北間の自由通路の整備は、現在より幅員を広げることによって歩行者の増加に対応できるとともに、災害時の安全性向上にも寄与するなど有効性が認められることを確認した。

本土地区画整理事業を進め、新たな用地を創出することで、企業等の立地や来街者の増加などまち全体の賑わいの創出に資するよう、今後設置される施設等も視野に入れ、土地利用について検討していただきたい。

5 事業の経済性・効率性

(1) コスト及びその内訳の適切性について

令和 4 年 2 月時点の試算であり、関係機関との協議や事業計画、事業費の精査などにより変動する可能性がある旨の説明があったが、他市の事例やこれまでの事例を基に概算費用を算出していることから、現時点における事業費の積算については適切であると考えられる。また、現行の要綱等に照らして国庫補助金や地方債などの想定がされ、財源の内訳が示されていることから、事業費の内訳についても適切であると考えられる。

(2) 事業の採算性について

直接、収益を伴う施設の整備を行わないため、本視点における評価は実施されていない。ただし、基盤整備を行い、土地利用の増進が図られることで固定資産税等の増収が見込まれるものと考えられる。

(3) 事業の経済性・効率性について

本事業のコストについては、事業費の大きい事業であることから、今後丁寧に議論を進め、詳細な設計を行う際には、社会情勢の変化を見極めつつ、コストの縮減に向けた検討を進めていただきたい。

6 環境・景観への配慮

(1) 周辺環境・景観との調和の配慮について

本地区は「第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」において、橋本駅周辺地区が緑化重点地区に設定されているほか、相模原市景観計画において、景観形成重点地区の候補地区となっている。

周辺環境・景観との調和については、道路内に植樹帯を設け緑の保全を行うほか、土地区画整理事業区域内に必要な公園等の整備をすることで緑化を図っていくだけではなく十分な整備を検討していただきたい。

(2) 周辺環境・景観への影響の低減／回避策について

周辺環境・景観への影響に対する低減／回避の工夫について、それぞれ必要な対策が記載されているが、防災の観点において、本地区は交通の結節点であるため、大規模災害時の帰宅困難者への避難場所としてオープンスペースを計画的に確保するほか、駅南北の自由通路の幅を現在より広いものとすることで安全性が高まると考えられる。また、本事業により県立高校跡地内を通り南側の避難所へアクセスできるようになることや都心部で大きな災害があった場合、西側からの交通網が充実することで橋本駅周辺が西日本からの受援の拠点となり得るなど非常に重要性が高い場所と考えられるため、基盤整備や土地利用を進めていく際には十分検討していただきたい。

また、環境関連法令等への合規性の観点において、文化財保護法への対応についても意識する必要がある。一般的にこうした事業を行う際の埋蔵文化財の対応については事前によく検討していただきたい。

(3) 環境・景観への配慮について

環境・景観については、概ね妥当ではあるが、6（1）周辺環境・景観との調和の配慮及び6（2）周辺環境・景観への影響の低減／回避策に記載した点に留意して進めていただきたい。

以上